明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（国土交通四〇）　一

○独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令（環境一四）　一

〔規　則〕

○人事院規則一八―〇（職員の国際機関等への派遣）の一部を改正する人事院規則（人事院一八―〇―五）　二

〔告　示〕

○政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（総務二七五）　二

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委三六）　三

○日本国に帰化を許可する件（法務三八三）　三

○保安林の指定を解除する件（農林水産一一五三～一一五七）　四

○高圧ガス保安法第五十八条の二十四の規定に基づく指定完成検査機関の業務の全部を廃止する旨の届出があった件（経済産業一七四）　四

○高圧ガス保安法第五十八条の三十の三第二項において準用する同法第五十八条の二十四の規定に基づく指定保安検査機関の業務の全部を廃止する旨の届出があった件（同一七五）　五

○高圧ガス保安法第二十条第一項ただし書の規定に基づき、指定完成検査機関を指定した件（同一七六）　五

○高圧ガス保安法第三十五条第一項第一号の規定に基づき、指定保安検査機関を指定した件（同一七七）　六

○エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定により登録建築物調査機関を登録した件（国土交通七八一）　七

○登録基幹技能者講習実施機関の登録事項の変更の届出があった件（同七八二）　七

〔国会事項〕　七

〔叙位・叙勲〕　七

〔皇室事項〕　八

〔官庁報告〕　八

官庁事項

昭和四十五年人事院公示第七号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示一二）　八

法　務

公証人任免（法務省）　八

〔資　料〕

日本と世界の天候（平成二十二年六月）（速報）（気象庁）　四

〔公　告〕　五

諸事項

裁判所　一〇

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係

地方公共団体　二九

公債償還（東京都区）関係

会社その他

省　令

○国土交通省令第四十号

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）第十二条第一項の規定に基づき、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年七月二十七日

国土交通大臣　前原　誠司

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律施行規則（平成二十年国土交通省令第六十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項」を「第二条第五項」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第十四号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第五十条の規定に基づき、独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年七月二十七日

環境大臣　小沢　鋭仁

独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人環境再生保全機構に関する省令（平成十六年環境省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条を削除する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。